

〔長久手町業務評価票：平成22年度業務〕

担当課・係名	福祉課高齢・介護係【問合せ・質問等の先（電話0561-63-1111・内線番号153）】
第5次総合計画掲載	基本方針（3）基本施策（8） 高齢者の安心な暮らしと生きがいを支える

業務の名称	介護基盤緊急整備等事業費補助金				
(1)根拠法令・条例	長久手町介護基盤緊急整備等事業費補助金交付要綱				
(2)実績額（千円）	年度	20	21	22見込み	23要求
	交付金額 （予算額）	（ ）	（ ）	2,915,000 (2,915,000)	
(3)補助率	_____%（要綱要領で認められる補助率） 275㎡以上1,000㎡未満 9,000円/㎡ 1,000㎡以上の平屋建ての場合 17,000円/㎡ 1,000円未満切り捨て				
(4)業務期間	開始した年度	21年度	終了（予定）年度	23年度	

(5)業務の概要（簡潔に箇条書きで記載）

①業務目的（達成目標）	既存の小規模多機能型居宅介護事業所にスプリンクラー設置整備を支援する。				
②補助対象	消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）の施行により平成21年4月から新たにスプリンクラー設置が義務付けられた既存施設等のうち小規模多機能型居宅介護事業所（延べ床面積275㎡以上かつ要介護度3以上の者が常時宿泊するものに限る。）				
③平成22年度実績	（有）ハートフルハウス ハートフルハウス小規模多機能型居宅介護「楽家晴」（実施予定）				
④団体の事業活動 （団体への補助の場合）	（団体の全事業費 千円、うち補助対象額 千円、補助金充当率 %）				

⑤成果指標	成果を測る指標	指標の考え方・目標値	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	ア				
	イ				

(6)遂行上の問題点、取組課題、改善方法（簡条書きで簡潔に記載）

本事業は厚生労働省が行う介護基盤緊急整備に基づくものである。平成21年度に事業実施が決定していたにもかかわらず、要綱が作成されておらず、事業開始までに時間を要する結果となった。

改善方法・対策として、厚生労働省からの要綱の改正通知の都度、町要綱を改正することにより、事業者からの申請に対応できる状態にする。

(7)評価	必要性	4	厚生労働省および愛知県の各「介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業」に基づき実施する事業である。	総合評価 4
	有効性	4	災害弱者である小規模多機能型居宅介護施設の利用者を火災から守るために必要な設備整備費の一部を支援することにより、施設利用者に安心安全をもたらすことは貢献度が高い。	